

保険外負担に関する事項

○県立病院料金等規程

令和7年4月現在

区		単位	金額	備考
1 病室使用料	特別室C(個室:4床) バス、トイレ、冷蔵庫、電話 (料金別)	1人1日につき 分後等のために入 院する者 その他の者	11,000円 12,100円	「分後等のために入院する 者」とは、消費税法(昭和63 年法律第108号)別表第1第 8号に規定する医師、助産 師その他医療に関する施設 の開設者による助産に係る 資産の譲渡等(以下「助産 に係る資産の譲渡等」とい う。)を受ける者をいう。
	特別室E(個室:29床)	1人1日につき 分後等のために入 院する者 その他の者	5,000円 5,500円	
	特別室H(2人室:54床)	1人1日につき 分後等のために入 院する者 その他の者	1,300円 1,430円	
2 初診加算料		1件につき 分後等に係る初診 その他の初診(医 師による場合) その他の初診(歯 科医師による場合)	7,000円 7,700円 5,500円	「分後等に係る初診」とは、 助産に係る資産の譲渡等に 該当する初診をいう。
3 再診加算料		1件につき 分後等に係る再診 その他の初診(医 師による場合) その他の初診(歯 科医師による場合)	3,000円 3,300円 2,090円	「分後等に係る再診」とは、 助産に係る資産の譲渡等に 該当する再診をいう。
4 分後料	診療時間内	1児につき	200,000円 100,000円	1 左記の上段の金額は、単 胎分後の場合及び多胎分 後の場合の1児目の分後料 とし、左記の下段の金額は、 多胎分後の場合の2児目以 降の分後料とする。 2 「休日」とは、日曜日、国 民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号)に規 定する休日、1月2日(月曜 日に当たる場合を除く。)、1 月3日及び12月29日から12 月31日までの日をいう。
	診療時間外	平日の午前6 時から午前8 時30分まで及 び午後5時15 分(土曜日は、 午前8時30分) から午後10時 まで並びに休 日	同 220,000円 110,000円	
		平日の午前零 時から午前6 時まで及び午 後10時から午 後12時まで並 びに休日	同 230,000円 115,000円	
5 産科医療補償制度掛金		同	12,000円	在胎週数第22週未満の児 の分後の場合に限る。
6 文書作成手数料	死亡診断書	1通につき	4,125円	同一の文書を同時に2通以 上発行する場合の2通目は、1 通の文書作成手数料は、1 通につき上記金額の2分の1 に相当する金額(その額に1 円未満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)とする。
	病歴書	同	2,750円	
	死体検案書	同	4,445円	
	産書診断書	同	4,445円	
	裁判関係診断書	同	4,400円	
	生命保険又は恩給診断書	同	5,500円	
	海外移住関係診断書	同	2,750円	
	交通事故診断書	同	5,500円	
	特定疾患診断書	同	4,445円	
	その他の診断書	同	2,750円	
	自動車損害賠償責任保険治療 費明細書	同	4,445円	
	出生証明書	同	2,750円	
	意見書	同	4,445円	
	症状調査書	同	5,500円	
	その他の証明書	同	1,485円	
7 診療券再発行手数料	1件につき	105円		
8 エックス線フィルム複 写手数料	半切	1枚につき	733円	
	大切	同	608円	
	大四切	同	471円	
	四切	同	367円	
	六切	同	242円	
	CD—R	同	550円	
	DVD—R	同	1,100円	
9 不妊症治療料	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注 入する場合 子宮外に精子を注 入する場合	11,000円 21,476円	
	体外受精及び胚(はい)移植	1件につき 採卵・体外受精料 胚(はい)移植料 受精卵凍結管理料	127,182円 10,895円 15,819円	
	配偶子卵管内移植法	1件につき	66,000円	
		1日につき	5,400円	
10 新生児介補料	1日につき	5,400円		
11 乳児介補料	1日につき	597円		
12 慢性維持透析患者食事料	1日につき	660円		
13 入院期間が180日を超えた日以後の入院加算料	1日につき	2,785円		
14 特別メニュー選択追加料金		1食につき 分後等のために入 院する者 その他の者	24円 26円	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18 年厚生労働省告示第498号)第10号に規定する適対象入院料の 基本点数に100分の15を乗じた点数に10円を乗じて得た額に100分 の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)
15 セカンドオピニオン料	1件につき	11,000円		
16 生命保険等に係る医師面談料	1回につき	5,500円		
17 長期収載品の処方等又は調剤に係る加算料	1件につき			厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2 条第15号に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の ある同様に規定する新発医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の 薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格の4 分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬算定方法の別記に算定した 点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)加算料は、厚生労働 大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養費第2条第15号 に掲げる選定療養の場合に限る。
18 実費を基準として病院長が管理者の承認を得て定めた額				
・エンゼルケア料		1件につき	4,741円	左記の金額から、熱可塑性 樹脂を用いて総義歯を制作 した場合の金額(保険外併 用療養費)(概ね 44,000 円)を差し引いた分を特別の 料金として徴収します。
・浴衣		1着あたり	2,530円	
・新型コロナウイルス感染症に係る患者付添者給食		1食あたり	460円	
・患者衣・検査衣		1枚あたり	300円	
・RSウイルスワクチン		1回あたり	32,556円	
・患者付添者ベッド		1泊あたり	400円	
・歯科診療料		1床当たりの価格		
金属床による総義歯の提供(上顎・下顎)		白金合金	451,990円	
		金合金	425,590円	
		特殊合金	207,460円	
		チタン合金	316,580円	
う蝕に罹患している患者への指導管理(フッ化物局所応用)		1口1回につき	2,310円	

当院では、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切いたしません。

県立延岡病院長